

横浜市特定施設等の事業譲渡及び吸収合併等に係る運営事業者変更事務取扱要綱

制定 令和6年7月1日健高施第1047号（局長決裁）

最近改正 令和7年8月28日健高施第1799号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項等に定める特定施設等を横浜市において運営する法人が事業譲渡及び吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割（以下、「事業譲渡及び吸収合併等」という。）を行うことにより、特定施設等の運営が旧法人から新法人へ承継される場合の適正な事務取扱を行うことを目的として制定する。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）特定施設等 介護保険法第8条第11項に規定する「特定施設入居者生活介護」、第8条第21項に規定する「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び第8条の2第9項に規定する「介護予防特定施設入居者生活介護」サービスを提供する施設等をいう。
- （2）本事業 前項に規定するもののうち、介護付有料老人ホーム及び特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- （3）事業計画 本事業の実施計画をいう。
- （4）旧法人 事業譲渡の譲渡会社、吸収合併における消滅会社、吸収分割における分割会社等、事業譲渡及び吸収合併等の前に事業を運営する法人をいう。
- （5）新法人 事業譲渡の譲受会社、吸収合併における吸収会社、吸収分割における承継会社等、事業譲渡及び吸収合併等の後に事業の運営を計画する法人をいう。

（運営法人変更に係る事前確認の方法）

第3条 新法人は、旧法人からの事業譲渡及び吸収合併等により、旧法人が運営する特定施設等を引き継ぐときには、その引継ぎ理由に応じて、横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、介護保険法第70条、第78条の2及び第115条の2による事業者指定の内諾可否の確認を求めるものとする。

- （1）事業譲渡により引き継ぐ場合は、申請時点の前年度（前年度公募が終了していない場合には前々年度）の特定施設入居者生活介護開設希望事業者向け公募要項の事業計画書及び別紙資料（土地及び建物に関する事項等、市長が認めたものは省略することができる。）
- （2）事業譲渡以外（吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割）により引き継ぐ場合は、事業所の職員に変更がない等、事業承継の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められる書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画に基づき、

高齢者が安心して住み続けられる環境を整備するため、前項の規定による横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認申請書（第1号様式）の内容を確認し、次のとおり、介護保険事業者指定の内諾可否を決定する。

なお、旧法人から引き継ぐ特定施設等が横浜市の公募で選定された事業計画である場合には、原則として、その計画内容を遵守するものとする。

- (1) 新法人が特定施設等の運営を引き継ぐことに支障がないと認められた場合には、介護保険事業所の指定を内諾する。
 - (2) 事業譲渡により引き継ぐ場合は、申請時点の前年度（前年度公募が終了していない場合には前々年度）の特定施設入居者生活介護開設希望事業者向け公募の審査基準により、一定の基準に満たない計画については、新法人が事業譲渡を受けて当該特定施設等の運営を承継することを認めない。
 - (3) 事業譲渡以外により引き継ぐ場合は、事業承継の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められないときには、事業譲渡の手続きに準じて、前項第1号の書類により内諾可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の決定をしたときは、内諾の条件を付した横浜市特定施設等の運営法人変更に係る確認終了通知書（第2号様式）を新法人に交付するものとする。

（事前確認申請内容の変更等）

第4条 新法人は、横浜市特定施設等の運営法人変更に係る確認終了通知書（第2号様式）の受領後に事前確認申請の内容を変更しようとする場合は、横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認変更承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認変更承認申請書（第3号様式）の内容を審査し、変更内容が前条の決定に著しく影響を及ぼすと判断される場合には、介護保険事業者指定の内諾を取り消すことができるものとする。

（老人福祉法に基づく届出）

第5条 旧法人は、事業を廃止しようとする日の1月前までに、老人福祉法第29条第3項の規定による有料老人ホーム事業廃止（休止）届（老人福祉法施行細則（昭和39年6月横浜市規則82号。以下「法施行細則」という。）第40号様式）を市長へ届け出るものとする。

- 2 新法人は、本要綱第3条第2項に規定する横浜市特定施設等の運営法人変更に係る終了通知書（第2号様式）の交付を受けた後、横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成24年4月1日制定健高施第4002号。以下「市要綱」という。）に定める手続きを行うものとする。

- 3 前項の手続きにおいて、次に掲げる書類の添付資料のうち、土地及び建物に関する事項等、市長が認めたものは省略できるものとする。

- (1) 有料老人ホーム設置計画事前協議書（市要綱第1号様式）
- (2) 有料老人ホーム設置届出書（法施行規則第38号様式）
- (3) 有料老人ホーム事業開始届（市要綱第6号様式）

(介護保険事業者指定申請)

第6条 旧法人は、廃止・休止届出書（介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式第一号七）により指定特定施設入居者生活介護の事業を廃止しようとする日の1月前までに介護保険法施行規則第131条第4項及び第5項の規定による市長への届出を行うものとする。

2 新法人は、事業譲渡及び吸収合併等後の有料老人ホーム等事業において新たに特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けるため、所定の時期に本市に対し法施行規則第123条の規定による必要な手続きを行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。

横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認申請書

年 月 日

横 浜 市 長

(申請者)

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

次の特定施設等を、事業譲渡・吸収合併・新設合併・吸収分割・新設分割により旧運営法人から引き継ぐため、横浜市特定施設等の事業譲渡及び吸収合併等に係る運営事業者変更事務取扱要綱第3条第1項の規定により、必要書類を添えて提出します。

1 旧運営法人から引き継ぐ施設等

(1) 旧運営法人

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

(2) 引き継ぐ施設

施設の名称 _____

施設所在地 横浜市 区 _____

事業の種類 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 _____

施設の定員 _____人

引継ぎ理由 _____

(3) 施設の運営を引き継ぐ時期

年 月 日 (予定) _____

2 申請者（運営を引き継ぐ法人）

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

連 絡 先 _____

(※連絡先には、電話番号・Eメールアドレス・担当者名等を記入)

※旧法人が運営する複数の施設を事業譲渡等する場合には、第1号様式を施設ごとに提出し、新法人に関する書類で重複するもの等、市長が認めたものは省略することができる。

横浜市特定施設等の運営法人変更に係る確認終了通知書

（設置予定者） 様

横浜市長

年 月 日に提出のありました、横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認申請書について、内容確認が終了しましたので、横浜市特定施設等の事業譲渡及び吸収合併等に係る運営事業者変更事務取扱要綱第3条第2項の規定により、通知します。

1 事前確認の内容

(1) 変更の概要

事業の種類 特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護
事業所名称 _____
事業所住所 横浜市 区
施設の定員 _____人

旧運営法人

(2) 確認の結果 事業所指定を 内諾します / 次の理由で認めないこととします
(認めない場合に理由を記載) ○○であるため。

2 内諾の条件及び留意事項（※内諾しない場合は、この項を削除する。）

- (1) 介護保険法等関係法令、横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱、横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針等の定めに従うこと。
- (2) 提出した事業確認書類の内容に変更が生じた場合や、事業計画を中止又は廃止する場合は速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、事業所指定に係る内諾を取り消す場合があること。
 - ア 提出書類及びヒアリング等、事前確認した事項について虚偽が認められたとき
 - イ 介護保険法第70条第2項各号又は同法第115条の2第2項各号のいずれかに該当するに至るなど、指定居宅サービス事業者の指定を受けられる見込みがなくなったとき。
 - ウ その他法令、条例又はこの要綱等に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (4) この事業所の設置に関して市長が必要と認めた調査に対して協力すること。

横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認変更承認申請書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付けで横浜市特定施設等の運営法人変更に係る事前確認終了通知書の交付を受けた次の施設について、事前確認申請書の内容を変更する必要が生じたので、横浜市特定施設等の事業譲渡及び吸収合併等に係る運営事業者変更事務取扱要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： _____

連絡先： _____

2 事業の種類及び事業所の名称

事業の種類： _____

事業所の名称： _____

3 事業所の設置予定地

横浜市 区 _____

4 変更理由

5 変更内容